

住 民 監 査 請 求 制 度

1 住民監査請求とは

住民監査請求とは、市民が市長や市の職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると考えるときに、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を構すべきことを請求する制度です。(地方自治法第 242 条)

2 監査請求できる事項

監査請求できるのは、次のような財務会計上の行為又は怠る事実に対してです。

(1) 違法又は不当な

- ア 公金の支出
- イ 財産(土地、建物、物品、債権等)の取得、管理、処分
- ウ 契約(売買、工事請負等)の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担

(ア～エの行為が相当の确实さで予測される場合を含みます。)

(2) 違法又は不当に

- ア 公金の賦課徴収を怠る事実
- イ 財産の管理を怠る事実

(1) のア～エの請求は行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過している場合には、原則として監査請求することはできません。

3 監査請求の内容

監査請求で求めることができる内容は、次のとおりです。

- (1) 当該行為を事前に防止し、又は事後的に是正するために必要な措置
- (2) 当該怠る事実を改めるために必要な措置
- (3) 当該行為又は怠る事実によって、市のこうむった損害を補填するために必要な措置

4 監査請求の要件

- (1) 監査請求できるのは、安芸高田市の住民に限りますが、安芸高田市内に住所を有する法人もできます。
- (2) 監査請求する事柄については、その要旨を記載した別紙の「請求書の様式例」にのっとった請求書を作成していただきます。
- (3) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面の添付が必要です。ただし、この書面は、特段の形式による必要ありませんので、当該行為

又は怠る事実該当する事実が具体的に記載してあれば結構です。

5 監査請求の流れ

請求書を提出された後の手続きの流れは、おおむね以下のとおりです。

(1) 形式的審査(事務局)

監査請求書の提出

形式審査(記載事項の不備等を審査)

適格・不適格(受付・補正・取下げ)

受付印を押印し、請求人にコピーを交付します。

(2) 要件審査(監査委員)

要件審査(請求要件の具備を審査)

適格・不適格(受理・補正 1・却下 2)

1 形式的要因の欠如(補正命令になじむもの)

(例) 職員の指定
請求人の資格
事実証明書

2 実質的要件の欠如

(例) 財務会計上の行為
違法性・不当性
特定性・具体性
損害発生の可能性
請求の期限

(3) 証拠の提出・陳述(監査委員)

証拠の提出・陳述

陳述は、陳述書により変えることも可能です。

(4) 本案審査(監査委員)

本案審査

監査結果の決定

6 監査請求の結果

監査委員は、請求を受けた日から 60 日以内に監査の結果を明らかにします。

- (1) 却下の場合は、請求人へその旨を通知します。
- (2) 請求に理由がないと認める場合は、監査結果を請求人へ通知するとともに市のホームページなどで公表します。
- (3) 請求に理由があると認める場合は、安芸高田市の議会、長その他の執行機関又は職員（以下「執行機関等」といいます。）に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、勧告の内容を請求人に通知し、かつ、市のホームページなどで公表します。

また、監査委員の勧告に基づいて講じられた執行機関等の措置の状況は、請求人へ通知するとともに、市のホームページなどで公表します。

7 住民訴訟の提起

住民監査請求によって所期の目的を実現しえない場合には、請求人は、次に掲げる期間内に住民訴訟を提起することができます。

- (1) 監査の結果又は勧告に不服がある場合 結果の通知があった日から 30 日以内
- (2) 監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合 措置に係る監査委員の通知があった日から 30 日以内
- (3) 監査委員が監査の請求があった日から 60 日以内に監査又は勧告を行わない場合 60 日を経過したときから 30 日以内
- (4) 監査委員の勧告を受けた執行機関等が必要な措置を講じない場合 勧告において示された期間を経過してから 30 日以内

請求書提出先（郵送可）

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791

安芸高田市役所第 1 庁舎 2 階

安芸高田市監査委員事務局

Tel (0826) 42-5622

Fax (0826) 42-1375

(別紙)

請求書の記載例
様式第1号

安芸高田市職員措置請求書

安芸高田市長(委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨(次の事項を具体的に記載してください。)

- ・ 誰が(請求の対象職員)
- ・ いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか
- ・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- ・ その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・ どのような措置を請求するのか

2 請求者

住所

職業

氏名(自署、押印)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 年 月 日

安芸高田市監査委員 様

様式第1号

安芸高田市職員措置請求書

安芸高田市

に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

2 請求者

住所

職業

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成 年 月 日

安芸高田市監査委員 様